

紹介手数料の返戻金制度

株式会社アムロン

【許可番号 37-ユ-300145】

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、弊社は、紹介先企業に対し、次の基準で紹介手数料を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

- (1) 入社後 1 ヶ月未満の場合 : 本件報酬の 80%
- (2) 入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合 : 本件報酬の 40%
- (3) 入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合 : 本件報酬の 10%